

鹿屋市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市地域子育て支援拠点事業実施要綱（平成28年鹿屋市告示第72号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成26年雇児発0529第18号通知」を「令和6年3月30日付けこ成環第113号こども家庭庁成育局長通知」に改める。

第6条中「5日」を「3日以上」に改め、「3日」の次に「以上」を加える。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。